

# 五所川原市小・中学校文化部活動の方針

令和2年11月  
五所川原市教育委員会

# 目 次

I	「五所川原市小・中学校文化部活動の方針」策定の趣旨	・・・ 1
II	文化部活動の意義・位置付け	
1	文化部活動の意義	
2	中学校における部活動の位置付け	・・・ 2
III	適切な運営のための体制整備	
1	文化部活動の方針の策定について	
(1)	活動方針や活動計画及び活動実績の作成	
(2)	活動方針及び活動計画等の公表	
2	指導・運営に係る体制の構築	
(1)	文化部の適正な数の設置	
(2)	文化部顧問の決定	
(3)	活動内容及び活動状況の把握	
(4)	活動方針及び活動計画等の共通理解	
(5)	文化部顧問や管理職を対象とする研修等の周知	
(6)	文化部顧問の業務改善及び勤務時間管理等	
3	合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	・・・ 3
(1)	適切な指導の実施	
(2)	文化部活動用指導手引の活用	
4	適切な休養日等の設定	・・・ 4
(1)	休養日及び活動時間の基準	
(2)	休養日及び活動時間の設定及び公表	
5	児童生徒のニーズを踏まえた文化活動に係る環境の整備	・・・ 5
(1)	児童生徒のニーズに応じた芸術文化等の活動の推進	
(2)	地域との連携等	
6	学校単位で参加する大会等の見直し	・・・ 6
(1)	参加する大会数等に関する指導・助言	
(2)	参加する大会等の選択	

## **7 安全管理と事故防止** . . . 7

- (1) 健康状態の把握
- (2) 安全点検と安全指導
- (3) 活動の特性と能力差に応じた指導
- (4) 気象状況を考慮した指導
- (5) 事故への対応
- (6) 感染症対策

## **8 保護者との連携** . . . 8

- (1) 保護者との信頼関係の確立
- (2) 保護者の経済的負担の軽減

## **IV 学校が策定する方針及び整備する書類について**

### **1 「学校の部活動に係る活動の方針」の策定について** . . . 9

- (1) 「学校の部活動に係る活動の方針」の策定に当たって
- (2) 「学校の部活動に係る活動の方針」に記載する内容
- (3) 「学校の部活動に係る活動の方針」の周知と共通理解

### **2 各部の年間計画、活動計画及び活動実績の作成**

- (1) 年間計画の作成と周知
- (2) 活動計画と活動実績の作成と提出
- (3) 年間計画や活動計画及び実績報告書の作成に当たって

## **V 今後に向けて** . . . 10

## I 「五所川原市小・中学校文化部活動の方針」策定の趣旨

文化部活動は、児童生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものであるが、分野や活動目的、児童生徒のニーズ、指導者や顧問の関わり方、活動頻度や活動時間など極めて多様である。一方、部活動の選択肢が少ない等の消極的理由で文化部活動に入部する児童生徒もいる。

また、活動頻度や活動時間についても、年間を通して積極的に活動を行い、活動時間が長時間に及ぶ部もあれば、大会等に向けて特定の時期に集中的に活動する部や週1～2日短時間の活動をするだけの部もある。

本市教育委員会が令和元年11月に策定した「五所川原市中学校運動部活動の方針」では、スポーツ医・科学の観点を考慮し、休養日及び活動時間等について指針を示したところであるが、同様に、多様な文化部活動においても、長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであり、児童生徒のバランスのとれた成長や生活に配慮し、一定の休養をとりながら進められるべきものである。

本方針は、小学校・中学校それぞれの段階における文化部活動を対象として、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁）及び「青森県文化部活動の指針」（令和元年8月 青森県教育委員会）に則り、本市の実情を踏まえるとともに、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指して策定する。

- ① 文化部を設置する小・中学校の校長は、本方針等を踏まえ、自校における文化部活動の指導・運営に関する体制を構築し、児童生徒のバランスの取れた健全な成長と教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ること。
- ② 学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって、望ましい文化部活動の実現を図ること。
- ③ 中学校では、各学校において小学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意しながら、合理的でかつ効率的・効果的な文化部活動の運営に取り組むこと。

## II 文化部活動の意義・位置付け

### 1 文化部活動の意義

文化部活動は、学校の教育活動の一環として、各文化部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者等）の指導の下、芸術文化等の活動に興味・関心のある同好の児童生徒が参加して行われている。技能等の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、部員同士や児童生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、児童生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、児童生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子を観察を通じた児童生徒の状況理解等、その教育的意義が高い活動である。

## 2 中学校における部活動の位置付け

部活動については、平成29年3月告示の中学校学習指導要領において、次のように示されている。

### 第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

#### 1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動についてスポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環とし教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

## Ⅲ 適切な運営のための体制整備

### 1 文化部活動の方針の策定について

#### (1) 活動方針や活動計画及び活動実績の作成

校長は本方針に則り、毎年度「学校の文化部活動に係る活動の方針」を策定する。

文化部顧問は、各部の年間計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）、年間活動計画、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養及び大会参日等）を作成し、校長に提出する。

#### (2) 活動方針及び活動計画等の公表

校長は、上記(1)の活動方針及び活動計画等を、参観日での説明や学校通信への掲載等により公表する。

### 2 指導・運営に係る体制の構築

#### (1) 文化部の適正な数の設置

校長は、児童生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、児童生徒の健康・安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

なお、設置に当たっては、今後の児童生徒数の推移や地域の実情等を踏まえ、保護者や地域の関係者等との合意形成を図りながら、将来を見据えた取組を推進する。

(2) 文化部顧問の決定

校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導の運営及び管理に係る体制の構築を図る。

(3) 活動内容及び活動状況の把握

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容及び活動状況を把握し、児童生徒が安全に芸術文化等の活動を行えるよう児童生徒の健康面や安全面への配慮をするとともに、文化部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

(4) 活動方針及び活動計画等の共通理解

校長は、必要に応じて文化部活動の方針及び活動計画等について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（文化部活動連絡会等を設定する。）

(5) 文化部顧問や管理職を対象とする研修等の周知

教育委員会は、文化部活動の指導者を対象とする指導に係る知識及び実技の向上並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の周知を行い、積極的な参加を呼び掛ける。

(6) 文化部顧問の業務改善及び勤務時間管理等

教育委員会及び校長は、教職員の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成29年12月26日文部科学大臣決定）及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」（平成30年2月9日付け文科初第1437号）を踏まえ、法令等に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

### 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 文化部活動の実施に当たっては、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月 文化庁）及び「防災・安全の手引」（平成26年3月 県教育委員会）に則り、児童生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部活動の指導者は、児童生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が児童生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、児童生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術

文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、児童生徒とコミュニケーションを十分に図り、児童生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する養護教諭やカウンセラー、保健体育や教育相談担当の教師等と連携・協力し、発達個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

#### (2) 文化部活動用指導手引の活用

文化部活動の指導者は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引を活用して、3(1)に基づく指導を行う。

## 4 適切な休養日等の設定

### (1) 休養日及び活動時間の基準

文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある児童生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

#### 小学校

- ① 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。)
- ② 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。
- ④ 児童が十分な休養をとることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ⑤ 1日の活動時間は、平日、週末ともに長くても2時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

#### 中学校

- ① 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。)
- ② 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。
- ④ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ⑤ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

⑥ 主要な大会等の時期を「ハイシーズン」として活動できることとするが、その分、それ以外の時期に休養日を十分確保する。

(2) 休養日及び活動時間の設定及び公表

校長は、「学校の部活動に係る活動の方針」の策定に当たっては、国のガイドライン及び県の指針において設定された「適切な休養日等の設定」の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。

また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

## 5 児童生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 児童生徒のニーズに応じた芸術文化等の活動の推進

### 小学校

ア 校長は、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ態度を培うとともに、健全な心身を育み、よりよい人間形成を図るための文化部活動の観点に加え、少子化に伴う統廃合等により、地域によっては児童が芸術文化等の活動に親しむ機会そのものが失われていく可能性を鑑み、誰でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする文化部の設置等、児童の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境づくりを推進する。

具体的な例としては、より多くの児童の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、児童が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けとなるものが考えられる。

イ 校長は、児童数減少や指導者確保の困難さ等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の分野の文化部を設けることができない場合には、児童の部活動参加の機会が損なわれないことがないよう、複数校の児童が拠点となる学校の文化部活動に参加する等の合同部活動等の取組や小中連携の観点から、学区内の中学校文化部活動との合同練習等の取組について方策を検討する。

### 中学校

ア 校長は、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基盤としての文化部活動の観点から、芸術文化等の能力向上以外にも芸術文化等の活動の苦手な生徒や障害のある生徒等でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする文化部の設置等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けとなるものが考えられる。



イ 校長は、生徒数減少や指導者確保の困難さ等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の分野の文化部を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点となる学校の文化部活動に参加する等の合同部活動等の取組や小中連携の観点から学区内の小学校文化部活動との合同練習等の取組について方策を検討する。

## (2) 地域との連携等

ア 教育委員会及び学校は、児童生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実させる観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や社会教育施設・文化施設の活用のほか、芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等、学校と地域が協働・融合した形での地域における芸術文化等の活動のための環境の整備を進める。その際、地域の関係者が集まった協議会等を設置し、運営主体、組織づくりなども踏まえながら進めることに留意する。

イ 各分野の関係団体等は、学校の設置者等と連携し、それぞれの役割や実施主体を明確にしながら、学校と地域が協働・融合した形での地域の芸術文化等の活動のための環境の充実を推進する。

また、教育委員会等が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組に積極的に協力する。

ウ 市及び教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動について、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、児童生徒が芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、市や学校の施設の開放を推進する。

エ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者と地域の理解と協力を促す。

## 6 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 教育委員会は、学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の全体像を把握するとともに、地域の実情を踏まえた上で、児童生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数について、指導・助言に努める。

(2) 学校は、教育委員会の指導・助言を踏まえ、児童生徒の教育上の意義や、児童生徒や文化部活動の指導者の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

## 7 安全管理と事故防止

### (1) 健康状態の把握

日頃から児童生徒が自分の健康管理について関心や意識をもち、年齢、生活環境等に応じた適切な運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活に留意できるように指導する。活動に際しては、児童生徒の健康観察を適切に行い、体調がすぐれない児童生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限するか、休ませるかを適切に判断する。健康診断（心電図検査等）で異常が認められた児童生徒に対しては、医師の指示に従うとともに、養護教諭、学級担任、保護者等との連携を密にし、健康状態について常に把握しておくことも重要である。

### (2) 安全点検と安全指導

部活動を安全な活動とするために、学校全体として、練習場所、使用器具の整備・点検に努め、児童生徒自ら使用前の安全確認を行うなど、安全への意識を高める指導を行い、事故の未然防止に努める。また、合同練習や大会等に係る自転車での移動等についても、十分な指導を行うとともに、交通事故が起きないように常に注意する。

### (3) 活動の特性と能力差に応じた指導

活動の特性を踏まえ、練習の目的及び内容や効果的な練習方法を児童生徒に理解させ、事故防止の最大限の配慮を行う。また、児童生徒が、精神的・身体的に成長段階にあることを念頭に置いて、学年や個人差に十分配慮した適切な活動内容となるように練習方法を工夫し、段階的、計画的な指導を行うようにする。

### (4) 気象状況を考慮した指導

活動時の気象状況を考慮した指導、対策を行う。特に、高温・多湿下では、熱中症対策マニュアル等により、熱中症を予防するための対策をとること。

### (5) 事故への対応

事故発生時の対応については、人命救助を最優先として、学校の危機管理マニュアルを教職員に周知し、緊急体制を確立しておくこと。

また、救命救急講習等を実施し、心肺蘇生法や事故発生時の対応の仕方について、全教職員で共通理解を図る。児童生徒に対しても、授業や部活動等を通して、応急手当に関する指導を適宜行い、事故発生時には、適切に対応できるようにするとともに、事故を未然に予防する対応がとれるように指導する。

#### ○ 共通理解事項

- ・ 緊急時の連絡先
- ・ 事故発生時の応急手当や対応
- ・ 緊急時対応マニュアルの作成
- ・ 日本スポーツ振興センターの医療費給付制度の仕組や手続
- ・ 熱中症の予防対策や応急手当の方法、経口補水液、冷却剤等の準備
- ・ 災害時に備えた避難経路の確認

## (6) 感染症対策

活動に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』（文部科学省）に基づき、特に以下の点に留意し、衛生管理等を徹底すること。

ア 顧問や部活動指導員等が必ず活動の状況を把握するとともに、密になる三つの条件が重ならないよう実施内容や方法を工夫すること。

イ 児童生徒に、手洗いや咳エチケットなどの、基本的な感染症対策を徹底させること。

ウ 児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。

エ 活動場所については、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。

オ 用具等については、使用前に消毒を行うとともに、児童生徒間で不必要に使い回しをしないこと。

カ 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。

キ 大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、児童生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じること。

ク 練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。

## 8 保護者との連携

### (1) 保護者との信頼関係の確立

学校は、保護者に部活動の適正な運営について正しく理解してもらい、共通理解を図り、保護者と連携した部活動運営を行えるよう、以下の点に留意する。

ア 年度当初や代替わりの時期に、保護者会等で、部活動に係る活動方針や年間計画などを説明し、共通理解を図る。

イ 毎月の活動計画表を前月中に文書等で配付する。

ウ 長期休業中の活動計画表は、長期休業開始の20日以上前に配付し、児童生徒や保護者が休業中の計画を立てられるように配慮する。

エ 練習や発表会及び大会等において、心身の健康上の異常が見られた場合には、適切な対応をするとともに、必ず保護者に連絡をする。

(2) 保護者の経済的負担の軽減

児童生徒が経済的な理由で部活動の制約を受けることがないように、学校や顧問教職員等は、保護者の経済的な負担が過度にならないよう最大限の配慮をする。

#### IV 学校が策定する方針及び整備する書類について

##### 1 「学校の部活動に係る活動の方針」の策定について

(1) 「学校の部活動に係る活動の方針」の策定に当たって

ア 文化部の活動時間や休養日等については、本方針で示した文化部活動における適切な休養日等の設定に準じて行うものとする。

イ 本方針をもとに学校や地域の実態を十分に考慮して方針を策定する。

(2) 「学校の部活動に係る活動の方針」に記載する内容

- ・ 部活動の目的
- ・ 運営方針（学校全体の方針、休養日及び活動時間等）
- ・ 本年度の部活動（運動部・文化部・特設部）
- ・ 指導方針（学校全体の方針）
- ・ 顧問が運営・指導する際の留意点等

(3) 「学校の部活動に係る活動の方針」の周知と共通理解

ア 校長は、年度初めの職員会議等において、教職員に対して「部活動に係る活動の方針」を十分に説明し、共通理解を図る。

イ 校長は、参観日や部活動保護者説明会等を活用し、保護者に対して「部活動に係る活動の方針」について説明する。

##### 2 各部の年間計画、活動計画及び活動実績の作成

(1) 年間計画の作成と周知

年間計画については、各学校で作成する「学校の部活動に係る活動の方針」をもとに作成するとともに、校長の承認を得て保護者に説明、配付する。

(2) 活動計画と活動実績の作成と提出

ア 活動計画の作成と承認までの流れ

顧問は、年間活動計画及び毎月の活動計画を作成するとともに、校長の承認の下、活動を行うものとする。

① 活動計画に記載する内容

- ・ 活動時間及び休養日
- ・ 大会・コンクール及び練習試合等の予定と実施場所

② 承認及びその後の流れ

- ・ 顧問は毎月20日をめどに翌月の活動計画を作成し、校長から承認を得る。
- ・ 承認を得た活動計画の原本はファイルに綴じて職員室に保管し、教職員が

共有できるようにする。

③ 児童生徒・保護者への活動計画表の配付

- ・ 顧問は、毎月25日までには児童生徒・保護者に翌月の活動計画表を配付する。
- ・ 大会やコンクール、練習試合等の詳細は、別途日程等を配付する。

イ 活動実績の作成と提出

顧問は、前月の活動実績を校長、教頭に提出して承認を得る。

① 活動実績に記載する内容

- ・ 実際の指導・引率等の状況を確認し、記載する。
- ・ 活動計画から変更があった場合は、変更箇所について記載する。

② 提出及びその後の流れ

- ・ 顧問は、月末までに活動計画をもとに活動実績を作成し、校長に提出する。
- ・ 確認後、顧問は、事務職員に原本を渡し、写しをファイルに綴じて保管する。

(3) 年間計画や活動計画及び活動実績の作成に当たって

年間計画や活動計画及び活動実績の様式については、現在、各学校で使用している様式を用いるか、五所川原市役所ホームページ→「教育・文化・スポーツ」→「学校教育」→「小・中学校文化部活動の方針」内に掲載した様式を活用して作成する。

## V 今後に向けて

本方針は、本市の実態を踏まえた上で、学校の文化部活動の取組について示すものであるが、今後、少子化が更に進むことを踏まえれば、長期的には、従来の学校単位での活動から複数の学校が合同で活動することや一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、地域の実情に応じて、これまでの学校単位の文化部活動に代わりうる児童生徒の芸術文化等の活動の機会の確保・充実方策を、検討していく必要がある。

## <付録>

### 1 学校の部活動に係る書類等の参考様式

- ・（様式1） 学校の部活動に係る活動の方針
- ・（様式2） 部年間計画
- ・（様式3） 年間活動計画表
- ・（様式4） 月間活動計画表

### 2 参考様式の掲載場所

五所川原市ウェブサイト (<http://www.city.goshogawara.lg.jp/>) 内

→「教育・文化・スポーツ」→「学校教育」→「小・中学校文化部活動の方針」

### 3 参考・引用文献一覧

- ・ 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月 文化庁)
- ・ 「青森県文化部活動の指針」(令和元年8月 青森県教育委員会)
- ・ 「五所川原市中学校運動部活動の方針」(令和元年11月 五所川原市教育委員会)
- ・ 「防災安全の手引・二訂版」(平成26年3月青森県教育委員会)
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル  
～『学校の新しい生活様式』～(2020.12.3 Ver.5)」(文部科学省)

### 4 作成協力者一覧

- ・ 五所川原市立五所川原第一中学校 校長 原 知紀
- ・ 五所川原市立五所川原第三中学校 校長 長尾 篤仁
- ・ 五所川原市立五所川原小学校 校長 原 真紀
- ・ 五所川原市立金木小学校 校長 工藤 直之